

西蒲民商ニュース

2021年6月14日号
西蒲区巻甲2573-5
TEL 0256・72・3372
FAX 0256・72・3321

7月3日(土) 西蒲民

商総会の成功を

東京、大阪などに発令されているコロナ禍の緊急事態宣言、建設関連業者に資材が入らない「ウッドショック」等中小業者は悲鳴を上げています。新潟市による飲食店に対する時短要請は、終わりましたが「全くお客が戻らない」(スナック業者)状態が続いています。

西蒲民商総会は、

- ① コロナ禍で大打撃を受けている飲食店など全ての中小業者に補償を求める。
- ② 消費税減税とインボイス方式(適格請求書発行)の廃止、延期を求める。
- ③ 11月に予定されている全商連・民商創立70周年記念事業に向けて、民商を強く大きくしていく重要な意義があります。西蒲民商では、県・市の事業継続資金や協礼金獲得の運動で、飲食店等が入会しています。又、会員の紹介で解体業者なども入会しています。西蒲民商74回総会を増勢で迎えられよう紹介運動を強めていきましょう。



インボイス制度は、中止延期を!

新商連総会で西蒲民商が表彰、発言

6月6日、新潟市内で新商連58回、新商連共済会40回合同大会が開催され、西蒲民商から長谷川会長、丸山共済会理事長、石田事務局が参加しました。

総会では長谷川会長が、「西蒲民商は、昨年以来のコロナ禍で持続化給付、飲食店の時短要請、協礼金獲得運動で会員や共済がプラスになった。飲食店では班もできた。これからも会員の要求を大切にして、役員・会員中心の運動めざしてがんばります」と発言しました。

新商連から会員、共済増の表彰を受けました。



労働保険の更新、新規加入を

労働保険(労災保険、雇用保険)は、全ての中小業者、従業員を一人以上雇うときに、加入しなければなりません。従業員は、正社員、パート、アルバイト等です。

- ① 仕事中のケガや病気、災害、通勤中の事故
 - ② 従業員の失業に伴う補償が受けられます。
 - ③ 事業主が災害の危険がある場合は特別加入が出来ます。
- ◎西蒲民商では、労働保険の新規加入更新手続きを行っています